

測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱 R8.7月一部改正内容対照表（1/2）

訂正後						訂正前						備考
表2 業務費内訳の区分ごとの額						表2 業務費内訳の区分ごとの額						複数の「業務分野」が含まれる業務の調査基準価格の算出方法を明確化。
区分 業務分野	①	②	③	④	⑤	業務分野	①	②	③	④	⑤	
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費に10分の5を乗じた額	—	その他測量費	測量	直接測量費	測量調査費	諸経費に10分の5を乗じた額	—	その他測量費	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費に10分の9を乗じた額	解析等調査業務費に10分の8を乗じた額	諸経費に10分の5を乗じた額	その他一般調査費	地質調査業務	直接調査費	間接調査費に10分の9を乗じた額	解析等調査業務費に10分の8を乗じた額	諸経費に10分の5を乗じた額	その他一般調査費	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価に10分の9を乗じた額	一般管理費等に10分の5を乗じた額	その他設計費	土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価に10分の9を乗じた額	一般管理費等に10分の5を乗じた額	その他設計費	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	—	技術料等経費に10分の6を乗じた額	諸経費に10分の6を乗じた額	特別経費	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	—	技術料等経費に10分の6を乗じた額	諸経費に10分の6を乗じた額	特別経費	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価に10分の9を乗じた額	一般管理費等に10分の5を乗じた額	その他用地調査費	補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価に10分の9を乗じた額	一般管理費等に10分の5を乗じた額	その他用地調査費	
<p>※その他業務については、予定価格の算出に準じた業務分野により算出する。</p> <p>※複数の「業務分野」が含まれる業務については、第2項第1号により算出した業務分野ごとの額（端数処理を伴わない）の合計（100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数は切り上げる。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。</p> <p>※⑤については、一般管理費等を含む全ての諸経費の対象外となる額を対象とする。</p>						<p>※その他業務については、予定価格の算出に準じた業務分野により算出する。</p> <p>※複数の「業務分野」が含まれる業務については、第2項第1号により算出した業務分野ごとの額の合計に消費税及び消費税相当額を加えた額とする。</p> <p>※⑤については、一般管理費等を含む全ての諸経費の対象外となる額を対象とする。</p>						

訂正後	訂正前	備考
<p>第7条2（2）</p> <p>契約担当職員等は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに業務費内訳書の様式2（レベル4まで記載された「業務費の内訳」及び再委託先及び見積額）及び様式3（労務賃金調書）（以下「追加の業務費内訳書」という。）を提出するよう、広島県業務費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>また、重点調査の場合、契約担当職員等は、低価格入札者に対し、提出期限までに追加の業務費内訳書に加えて第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、広島県業務費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」に代えて、別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日以内（広島県の休日を守る条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）を基本とする。</p> <p>なお、全ての場合において提出された追加の業務費内訳書又は資料等が実際の履行体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。</p>	<p>第7条2（2）</p> <p>契約担当職員等は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに業務費内訳書の様式2（レベル4まで記載された「業務費の内訳」及び再委託先及び見積額）及び様式3（労務賃金調書）（以下「追加の業務費内訳書」という。）を提出するよう、広島県業務費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>なお、重点調査の場合、契約担当職員等は、低価格入札者に対し、提出期限までに追加の業務費内訳書に加えて第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、広島県業務費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」に代えて、別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日以内（広島県の休日を守る条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内を基本とする。</p> <p>また、低価格入札者は追加の業務費内訳書を入札期間内に契約担当職員等に提出し、重点調査の場合は追加の業務費内訳書に加えて資料等を提出する。</p> <p>なお、提出された追加の業務費内訳書又は資料等が実際の履行体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。</p>	<p>低価格入札者に求める追加資料の取扱い等を修正（訂正前の赤字部分の削除等）。</p>